

◆IX章 進路学習と職業教育◆

1 進路選択と進路指導

(1) 進路指導の基本

「特別支援教育の推進について」（平成 19 年 4 月 1 日文部科学省）において「障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。」とある。また、高等部学習指導要領では、職業教育に関して配慮すべき事項として「学校教育においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。」とある。

つまり、生徒自らが主体的に進路選択を行うためには、①早い段階からキャリア教育を推進すること、②生徒の実態や特性、進路希望等を的確に把握すること、③地域や産業界、労働関係機関等との連携を図り、現場実習などを積極的に設定すること、④労働・医療・福祉関係機関との連携により社会的自立を図ること、などが必要とされている。

(2) 本人の特性の把握

国の「社会福祉基礎構造改革」により、福祉サービスの利用が措置制度から契約方式に改められて自由に選択できるようになったこと、かつて出口指導と言われていた「卒業したらどこへ行くか」という単に進路先決定を中心とした進路指導が見直されて、定着指導に重きが置かれるようになってきたことなどから、進路選択には本人の特性と進路先とのマッチングが非常に大切になってきている。また、多面的な実態把握（身体的側面、精神的側面、社会的側面、職業的側面、家庭環境など）と評価を行い、本人や保護者の意向をもとに関係者の連携の中で組織的に個別の教育支援計画を作成することで、「生きる力」をはぐくむ指導を展開することにもつながる。

本人の特性を把握するに当たって、ジョブコーチの実施している以下のようなアセスメントの方法が参考となる。

① 基礎情報の収集

- ・本人の希望や保護者の願いを具体的に聞く。
- ・生活地図を確認する。福祉サービスや資源の利用状況を確認する。
- ・得意なことや苦手なことを確認する。
- ・ワークサンプル法（※1）による検査を実施する。
- ・日常生活を観察する。
- ・「就労移行支援のためのチェックリスト（障害者職業総合センター作成）」を使って、観察・記録する。

※1 ワークサンプル法…職業リハビリテーションの技法で、実際の職場の作業から抽出された複数の検査項目によって評価する。時代の潮流とともに方法が変化して、現在は「職場適応促進のためのトータルパッケージ」を構成するツールの一つとし、障害者職業総合センターによって開発されたワークサンプル幕張版が主流となっている。

- ② 作業学習等の模擬的環境でのアセスメント
- ・作業能力、巧緻性、速度などを客観的に評価する。

- ③ 現場実習でのアセスメント
- ・実際の職場環境において作業・社会性・自己管理能力等を評価する。
 - ・システマティック・インストラクション等 (P.174参照) の手法により、必要な支援を見極める。

本人の特性を多面的にとらえたら、観点ごとにアセスメントシートにまとめ、職場開拓やキャリア教育推進のための資料として、また PDCA サイクルにおける評価として、常に活用できる状況にしておくことが必要となる。

(3) 自己選択、自己決定に向けた支援

高等部学習指導要領では、教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項として「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。」とある。「学校から社会へ」「子どもから大人へ」と人生でも最大と言える移行を前にして、生徒自身が自分の将来の生活をイメージできるような支援が必要である。

① 自己選択、自己決定を可能とするキャリア教育

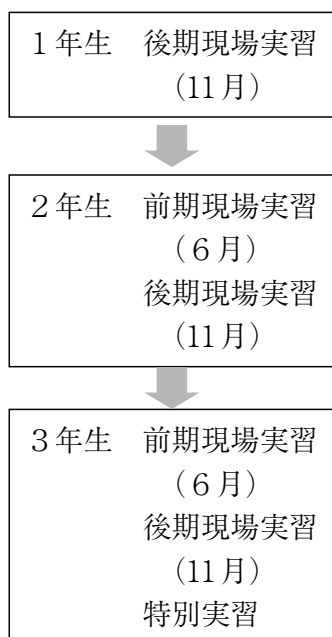
昭和時代のある入所施設での話。資金のやり繰りに厳しいこともあって、朝食のパンにマーガリンを塗って提供していたそうである。職員の一人が、あらかじめマーガリンだけを塗っておくのではなく、自分たちで好きな物を塗って食べられるようにしようと提案して、バイキング形式のように何種類か並べて提供するようになった。ところが、利用者はいつものマーガリンだけを手に取っていたそうである。ジャムが並んでいても、自分たちは手に取ってはいけなかったのではないかと感じてしまったそうである。そこで、職員がテーブルを回り、一人一人に「好きな物を選んで取ってください」と言って目の前に差し出すと、ジャムを選んで非常に喜んでいたのである。このように、周囲の支援によっては、選択する機会のない状態が、「選択する立場にない」と思わせてしまったり、自分の気持ちを表現できなくさせてしまったりするのである。

自己選択、自己決定を可能とするためには、キャリア教育の早い段階から、自ら学習し、選択し、判断して、その考えや気持ちを自己表現できるような力を育てることが大切であると言える。例えば、小学部段階で「遊びの指導」を通じて友だちや教師とのかかわりによって人間関係の基盤が形成される (P.13「小学部」参照)。さらに、中学部段階からの生活年齢に配慮した支援や卒業後の社会生活をイメージした支援によって社会性や自己表現の力が形成される (P.15「中学部」参照)。高等部段階では、それまでに培った力を基にして、進路学習における職場見学や現場実習を通じて知り得た多様な選択肢の中から、自己選択し周りの人に意思表示が可能となってくる。自らが判断して意思表示が可能となる状況づくりをキャリア教育の視点で常に見返す必要がある。

② 進路選択の視点から見た現場実習

進路先を自己選択するためには、学校がいくつかの選択肢を準備して情報提供する必要がある。その中で、体験的な情報提供の手段として挙げられるのが職場見学や現場実習、インターンシップ (次項※2) である。したがって限られた機会において、いかに本人の特性と進路先とのマッチングを見据えた現場実習を設定するかが重要なポイントとなる。本人や保護者の希望を考慮した上で、高等部3年間の見通しをもち、本人の特性を生かした実習先を開拓したい。

(例) 自己選択を目指したA養護学校高等部3年間の現場実習の流れ



体験をする

1年生は初めての現場実習であり、その成果によって以後の実習への意欲が大きく左右される。本人の興味や関心を基に、期待感の膨らむ事業所を設定する。

体験を広げる

2年生は、1年次とは異なる事業所・業種で設定し、体験の幅を広げ、卒業後の進路先の方向性を見い出す。

卒業後の進路先決定を目指す

3年生は、1・2年次の現場実習から自己選択した事業所や業種で、卒業後の進路決定を目指した実習を設定する。必要に応じて、期間外に特別実習を設定する。

※2 インターンシップ（就業体験）・・・近年、全国的に見ると現場実習の前段階としてインターンシップを行っている学校が増えてきている。高等部2年生から現場実習を行っていた学校が、より早い時期からの体験的学習の必要性を感じて始めている結果である。（長野県内では、高等部1年生から現場実習を行っている学校が多い。）インターンシップは、現場実習と違い、就職・採用活動とは無関係に行われるべきとされている。なお、特別支援学校が進めるインターンシップとハローワークが高校生を対象としているジュニア・インターンシップとはシステムが異なる。

③ 関係機関との連携による就労支援

学校教育法の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の制定に際して付帯決議の中で、一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応して、適切な教育を行うとともに、福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら就労支援等に取り組むこととしている。この内容を受けて、厚生労働省では、特別支援学校等の生徒とその親の、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を目的に以下のような「障害者就労支援基盤整備事業」の実施を労働局に通達した。この事業は、ハローワークとの連携により、労働機関の専門家による支援を受けることが可能となるため、大いに活用したい。

ア 就労支援セミナーの実施

生徒及びその保護者を対象に、卒業後の進路、一般雇用の意義・メリット、雇用支援施策、一般雇用で働いている障害者からの体験談等に関するセミナーを行い、生徒・保護者の一般雇用への理解を促進する。

イ 事業所見学会の実施

高等部1・2年生の生徒・保護者を対象に、障害者が就労している事業所を見学する機会を提供することにより、一般雇用についての具体的な理解を深めるとともに、就職への動機付けを行う。

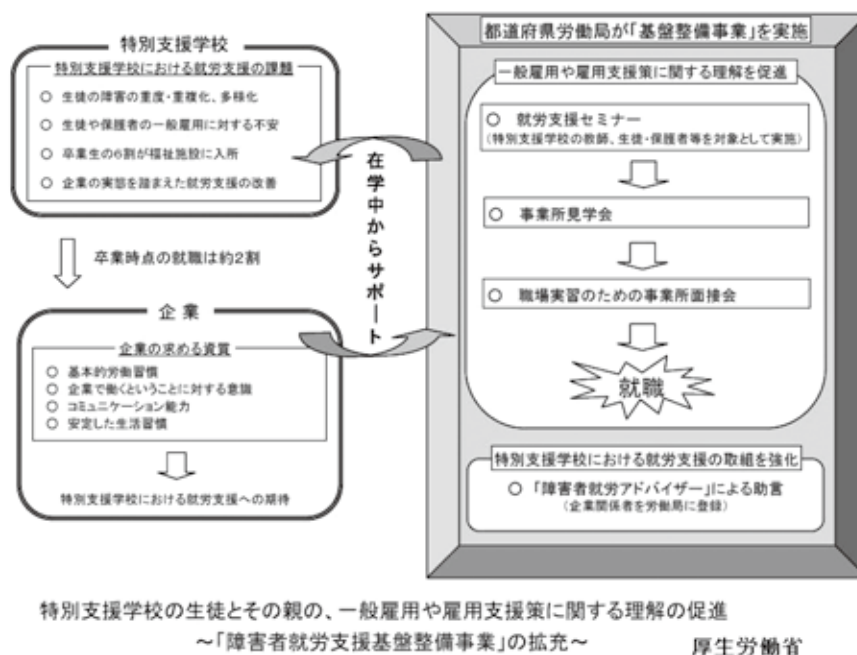
ウ 職場実習のための事業所面接会の実施

実際の職場における実習が、一般雇用の理解の向上と就職への動機付けに関しては非常に大きな効果を有していることから、特別支援学校の高等部2・3年生を対象に、職場実習を受入予定の事業主と生徒・保護者等が一堂に会する面接会を開催し、職場実習の機会の確保を図る。

エ 障害者就労アドバイザーによる助言

企業における障害者雇用の雇用管理・作業指導について豊富な知識・経験を有する者を「障害者就労アドバイザー」として登録し、特別支援学校に対して、生徒の就労意欲及び能力を高めるための指導方法等に関する助言を行い、就労支援の取組の強化を図る。

さらに、就職を希望する生徒に対する就職支援を効果的に推進するため、特別支援学校が行う「個別の教育支援計画」の作成段階から、ハローワークをはじめ、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関が参加・協力した取組を推進できるよう、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努めることを掲げている。



（４）進路支援に関連する制度の仕組み

卒業後の社会生活を安心して継続するために、関係機関との連携によって様々な制度を利用することになる。社会情勢のめまぐるしい変化や障害の多様化への対応等により、制度の内容も日々変化しているので、常に情報の収集と保護者への提供に心がける必要がある。

① 「福祉的」就労に向けた手続きの流れ

障害者自立支援法の施行により、施設等の福祉サービスが大きく変化したところであるが、その利用のためには在学中に各市町村やサービス提供事業所との手続きが必要となる。



※3 障害程度区分…障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）である。介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、導入された。

② 「一般就労」に向けた支援の活用

障害者の一般就労に向けた支援については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「職業安定法」などに規定されている。本人に対する支援、事業主に対する助成制度等があり、組み合わせて利用することで、就職する側にとっても雇用する側にとっても不安を解消するための策となっている。いずれにしても、ハローワークが窓口となっているため、連携して進めていく必要がある。

ア 求職登録

求職申込書を記入してハローワークに提出する。管轄するハローワークによっては、直接本人への聞き取りを行っているところもある。求職登録を行うことで、以降の支援が受けられることになる。

イ 重度判定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務づけた雇用義務制度や、障害者を雇い入れるための施設の設置や介助者の配置等に支給される各種助成金制度が規定されている。重度判定によって「重度」と判定された人を雇用すると、2人雇用したと換算されたり、助成金の金額や支給期間が増加されたりする。

ウ 職業評価

職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定する。その結果、職場内での人的支援であるジョブコーチの派遣が行われる。なお、職業評価は、長野障害者職業センターのカウンセラーによって、東北信地区の生徒は長野障害者職業センターを会場に、中南信地区の生徒は松本障害者雇用支援センターを会場にして実施される。

エ トライアル雇用

3か月を限度に短期の雇用契約を結び、試行的に仕事をして不安の解消や軽減を図り、常用雇用へとつなげていく。

オ 助成金制度〔支給額については、平成21年11月現在〕

障害者を雇用することにより、各種助成金が事業主に対して支給されるが、対象が雇用保険加入事業所であることや常用雇用であることなどいくつかの条件があり、留意が必要である。事業主に情報を提供する際には、ハローワークと連携して行う。

例）特定求職者雇用開発助成金

就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行うものである。助成金制度として、最も活用されているものである。

対象労働者 (一般被保険者)		支給額		助成対象期間	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
短働 時者 間以 労外	ア 重度障害者等を除く身体・知的 障害者	50 万円	135 万円	1 年	1 年
	イ 重度障害者等 (重度身体・知的・精神障害者等)	100 万円	240 万円	1 年半	2 年
短労 時働 間者	ウ 身体・知的・精神障害者 (週当たりの所定労働時間が 20 時間 以上 30 時間未満の者)	30 万円	90 万円	1 年	1 年半

（５）地域社会で生きるための連携した支援（事例）

「学校から社会へ」「子どもから大人へ」とスムーズな移行ができるようにするとともに、豊かな地域生活を実現するために「個別の移行支援計画」を作成する。特に、その子に合った支援と環境を継続していくためのネットワークを在学中に構築しておくことが大切である。ここでは、社会生活でポイントとなる「働く」「暮らす」「地域生活支援」の３場面の事例から、実際の連携の様子を紹介する。（連携の組織化は P.9「移行支援計画」参照）

《働く》

就職先への情報提供により就労意欲の高まったA君

A君は、卒業式直前に決まった就職先に、運転免許取得を理由にしばらくは出社せず、結局半年以上も欠勤が続いたためにクビになってしまった。担任によって卒後指導が行われ、ハローワークにつながることで、再就職することができた。仕事に慣れるにつれて、段ボール箱を組み立てるといいう単調な仕事に飽きが出てきたため、機械操作の好きなA君の性格を伝えると社長さんは大きな機械を操作するオペレーターの方とペアで仕事ができるようにと配慮してくださった。そこでA君自身もいずれは自分がこの機械を動かすようになるんだと仕事への意欲が見られるようになった。

コミュニケーション手段の引継により、授産活動で能力を発揮するBさん

知的・聴覚の重複障害のあったBさん。文字による理解も難しく、コミュニケーションの手段は専ら身振り手振りであった。進路先を考えるに当たっては両親も大変悩まれたが、Bさんが最も生き生きと実習することのできた施設を最終的に選択することになった。卒業後に向けて、学校でも家庭でもコミュニケーションの手段を確立していこうと、施設での生活に最低限必要な手話を50余選び出し、協力して学習を進めた。同時に内定先の施設にもお願いして、校内でのBさんと教師とのコミュニケーションの方法を見学して、コミュニケーションの手段を引き継いでいただくことでBさんにとって意思の伝達が可能な環境が整えられた。卒業後、授産活動において飛躍的な進歩が見られ、仕事内容がステップアップした。その施設の方が全国規模の研究発表会でBさんについてのレポートを発表していただくほど、熱心に支援していただいている。

施設や一般企業で「働く」場合、同じ職場内で一緒に仕事をするキーパーソンが存在が定着の鍵を握っている。適切な支援をしていただくためにも、在学中から卒業後の移行期間中に進路先との連携を継続し、本人の状況と支援の方法を伝達していくことが大切である。また、外部の支援機関としてハローワークや長野障害者職業センター、障害者相談支援センター、障害者就業・生活支援センターなどがある。

《暮らす》

グループホームを生活の拠点としたC君

在学中に、児童養護施設を利用していたC君は、卒業後も家庭に戻ることに困難であるためグループホームを拠点に就職する方向が支援会議によって確認された。そこで、県内各地のグループホームで体験を行い、その中から受け入れ可能なグループホームを見い出した。また、農業を希望業種としていたため、グループホームから通勤可能な農場にお願いして現場実習を重ね、就職することもできた。グループホームの利用料を確保するために、児童養護施設を退所すると同時に、児童扶養手当（別居監護）等の手続きを行って、年金受給の対象となる20歳までの経済的な保障もできた。休日にはグループホームの仲間と給与を使って買い物やレクリエーションにも出かけて、自立した社会生活を楽しんでいるようである。

関係者の支援により、食事制限を克服したD君

就職先の内定をいただいたD君は、腎臓病が悪化して食事制限が必要となった。寄宿舎を利用していたので卒業までは食事制限も可能であった、しかし、家庭に帰れば父子家庭であり、父親は県内外を仕事で飛び回って留守がちであるため、食事を管理することが非常に困難であった。急遽、行政や医療機関などを交えて支援会議で対策を検討して、卒業後は家庭以外で生活の場を確保する方向が確認された。偶然にも保健師としての経験のある方が管理人をされている生活寮に空きがあり、利用できることになった。また、月1度の通院の際に病院からいただく食事についての指示書に沿って食事も作っていただけることになった。卒業後は校外学習で行った屋内プールへ毎週通い、健康管理に努めてきた。その甲斐もあって食事制限が不要となるまでに回復することができた。現在でも屋内プール通いはD君の楽しみとして定着し、帰省する日曜日には自宅から10km以上の距離を自転車で行き来している。

安定した日中活動を支えるためには、安心して「暮らす」場所の確保が必要である。入所施設、グループホーム、ケアホーム、ホームヘルプなど制度の活用があるが、本人の状況やニーズによって選択することになる。また、利用料や生活費など経済面の保障も忘れてはならない。外部の支援者として、障害者相談支援センターに生活支援ワーカーや、アパート暮らしの人などを対象とした居住支援員が配置されているところがある。

《地域生活支援》

安心して社会生活が送れるようになったEさん

何事においても周囲の人たちの期待に添うようにとがんばってしまうEさん、母親世代の方々に囲まれた職場で大変可愛がっていただいていることもあって、体力面での辛さを口にするのができず腰を痛めてしまった。同時に、友だちとおしゃべりに興じてストレスを発散するタイプでもないため精神的にも疲労がピークに達してしまった。障害者相談支援センターに依頼したところ、在学中からかわりのあった生活支援ワーカーが、職場での昼食に同席したり休日の余暇活動を一緒に楽しんだりしながら支援が開始された。Eさんとの会話の中から必要なことは職場にも伝え、無理のない範囲で仕事が再編成された。また、母親が手術で入院した際にも、生活支援ワーカーが定期的に職場を訪問したり、Eさんがセンターを訪問したりして様子を把握していただいた。

社会生活を営んでいく上で、障害の有無にかかわらず様々な悩みや壁に遭遇する。時間の経過とともに周囲の期待も高まり、環境にも変化が生じている。本人も周囲も初期の緊張感が薄まり、些細なことで衝突してしまうことも。また、カードローンやデット商法といった金銭トラブルに巻き込まれるケースも少なくない。事態が大きくならないためにも、日頃から「地域の支援者」に見守っていただく体制を整えておくことが大切である。支援機関としては、市町村や保健福祉事務所、病院、障害者相談支援センター、障害者就業・生活支援センターなどがある。また、相談員による電話相談にて障害者の法律・生活相談を行ったり、弁護士や福祉等の専門家を仲介したりする窓口として長野市社会福祉総合センター内に障害者の法律・生活相談室がある。金銭管理については、成年後見制度の活用もある。

2 現場実習（産業現場等における実習）

（1）教育課程上の位置付け

高等部学習指導要領では、「学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設ける」とされ、更に「職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができる」ことが示されている。ほとんどの特別支援学校高等部においては、働く力や生活する力を高めることを意図して、「作業学習」の発展として、あるいは教科「職業」の内容として教育課程に位置づけられている。なお、「現場実習」という呼称は平成元年の学習指導要領で、「産業現場等における実習」は平成11年の学習指導要領で示されたが、現在でも慣用的に「現場実習」と呼ばれることが多い。

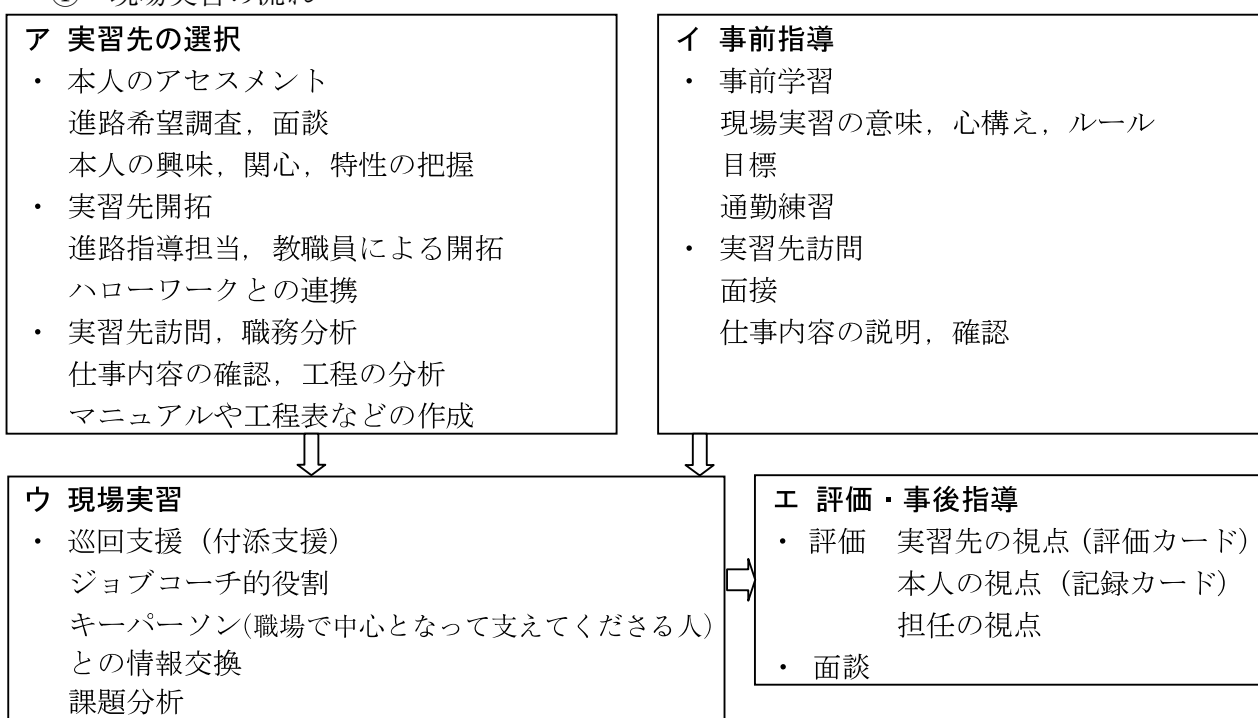
（2）現場実習のねらい

特別支援学校卒業後の進路先は、福祉施設や地域活動支援センター、企業就労、開業、職業訓練、進学など多様であるが、最終的には学校生活から社会生活へと移行していく。この移行をスムーズにするために以下のようなねらいで現場実習を行っている。

- ① 具体的に現場（福祉施設や地域活動支援センター、一般企業、地方公共団体等）での実習を通して、仕事の尊さ、厳しさの理解を図る。
- ② 実習を通して、自己の特性を見返し、自己理解を図る。
- ③ 卒業後の進路について見通しを立てる。
- ④ 実習を通して、障害者の雇用について事業主の理解を深める。
- ⑤ 実習を通して、障害者の職業自立、社会自立について企業内の従業員はもとより、広く地域社会の理解を深める。

（3）現場実習の流れと実施上の配慮事項

① 現場実習の流れ



※ジョブコーチ－障害者の就労に当たり、円滑に就労できるように職場内外の支援環境を整える人。

② 実施上の配慮事項

ア 社会参加について

現場実習のねらいは、社会生活へのスムーズな移行を目指すものである。したがって、仕事の厳しさを体験するだけでなく、成就の喜びや創造の喜びを味わい、集団への帰属や貢献の体験を経て、社会参加に希望がもてるような配慮が必要である。

イ 実習先開拓

充実した現場実習を実施するためには、本人と実習先とのマッチングを考えることは非常に大切なことである。そのため、日頃から生徒の特性を客観的に把握することはもちろん、教師が多様な実習先についての知識を得ることも必要である。文部科学省では平成19年度から「職業自立を推進するための実践研究事業」として企業での現場実習を効果的に進めるために業種ごと現場実習実践マニュアルを作成することを挙げ、指定地域で実践を進めている。

一般企業を開拓するには、学校における企業開拓体制の確立が不可欠であるが、企業の経営やニーズを理解した上でアプローチする必要がある。特別支援学校等が企業からの助言を受けるには障害者就労アドバイザーの活用が可能である。また、ハローワークとの連携により、現場実習のための事業所面接会を実施することも有効な手段である。

現場実習先の開拓に役立つホームページ

○福祉施設に関連して

- ・長野県ホームページ「障害者自立支援法」10 障害福祉サービス事業所一覧

<http://www.pref.nagano.jp/syakai/fukusi/shienhou/shienhou.htm>

- ・WAM NET（ワムネット）「障害者福祉」

<http://www.wam.go.jp/shofukupub/>

○一般企業に関連して

- ・ハローワークインターネットサービス 求人情報検索

<http://www.hellowork.go.jp/>

ウ プロフィールの伝え方

実習先には生徒のプロフィールや配慮事項を事前に伝えることが大切である。福祉施設や地域活動支援センターと比較して、初めて実習を受け入れる企業の場合、生徒への接し方に不安を抱いている場合が多い。ただし、個人情報の取扱いについては、保護者の了解を得た上で十分配慮をする必要がある。

エ 職務分析

現場実習に先立ち、教師が現場を訪問して仕事内容を確認して工程を分析することは、実習中にジョブコーチ的な支援をする際に必要となる。具体的には、仕事内容を1日の流れに沿ってまとめたもので、「いつ」「どこで」「何を」するか整理したものである。職務分析によって、生徒の特性に応じて必要となる仕事のマニュアルや工程表を作成する参考となる。また、職場内の人的環境や環境刺激、物理的環境などを事前に把握しておくことで、一人一人の生徒に応じた支援の方法を準備することができる。

(ア) 人的環境

- ・職場内の組織
- ・仕事の指示命令系統
- ・キーパーソンの存在など

(イ) 環境刺激

- ・音（機械などの騒音）
- ・臭い（薬品や油など）
- ・気温
- ・照度
- ・人やロボット、輸送車などの動きなど

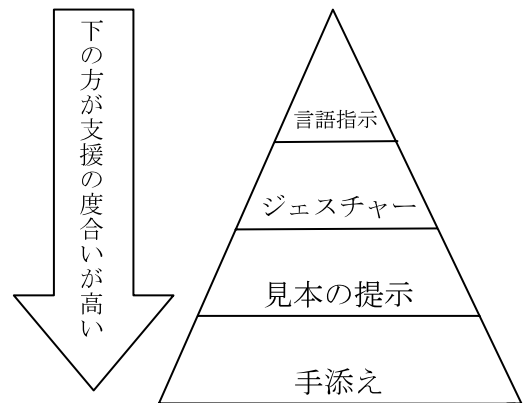
- (ウ) 物理的環境
- ・ 道具や物の配置や整理整頓の方法
 - ・ 作業スペースの広さ，開放的か隔てられているか
 - ・ 必要に応じて専用の作業スペースの確保が可能か など

オ 課題分析

課題分析は，仕事の手順を一つ一つの行動単位に細分化し，時系列に記載したものである。
課題分析の例（３人分のお茶の入れ方で見ると）

- a やかんに水を入れる
- b やかンをガスコンロに置き火をつける
- c お湯が沸くのを待つ
- d お湯が沸いたら火を止める
- e お湯を湯飲み３客に注ぐ
- f 急須に茶葉をティースプーン３杯入れる
- g 湯飲みのお湯を急須にゆっくり入れる
- h １分間，静かに待つ
- i 順繰りに少しずつ湯飲みにお茶を注ぐ
- j できあがり

実習中の支援を系統的に進める方法として，システマティック・インストラクションが挙げられる。システマティック・インストラクションは，支援を行う際に，その場の思いつきで指示するのではなく，支援の度合いを順序立てて系統的に指示することである。本人の理解の度合いによって，言語指示，ジェスチャー，見本の提示，手添えの四つの段階からなる。「やかんに水を入れてください」などの言語指示は介入度の低い支援となり，直接身体に触れてガイドする手添えが介入度の高い支援となる。課題分析によって細分化した工程を介入の度合いの高い方から低い方へ支援の方法をステップアップしていくことにより，効率的に仕事を定着させることができる。



システマティック・インストラクションの考え方

カ 現場実習中の巡回支援（付添支援）

教師による実習中の支援の回数や時間は，事前に実習先と打ち合わせて決める。基本的には，フェイディング（初期段階では手厚く次第に離れていく）によりナチュラルサポート（実習先で本人を取り巻く周囲の方々による自然なサポート）を形成する。また，仕事内容が変化するときや休憩時間，昼食時間も支援のポイントとなる。県内の特別支援学校卒業生の離職原因のトップに人間関係に因るものが挙げられるので，実習先で本人を支えてくださるキーパーソンとの情報交換が大切である。

キ 事後指導について

実習による成長を実感するため，達成感や成果を得られる指導が大切である。